

3 インシデントに関する事項

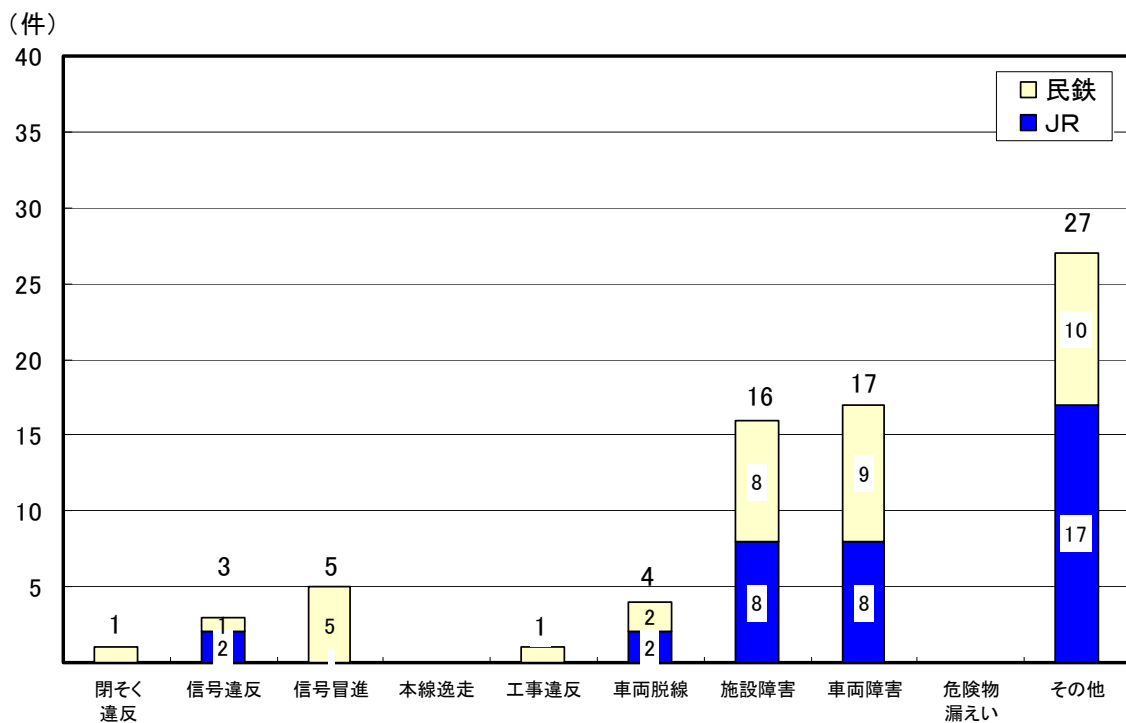
3.1 インシデント報告件数

○インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、その情報を広く共有することが運転事故の防止に有効であることから、平成13年10月から鉄軌道事業者から国へ報告され、国から全国の鉄軌道事業者に情報提供されています。

○平成20年度に国へ報告のあったインシデントは、同年度に発生した運転事故849件の8.7%に当たる74件でした。

○なお、運輸安全委員会の調査対象となったインシデント¹⁶は、平成20年度発生したインシデント74件のうち4件(5.4%)でした。

図15:種類別のインシデント報告件数(平成20年度)

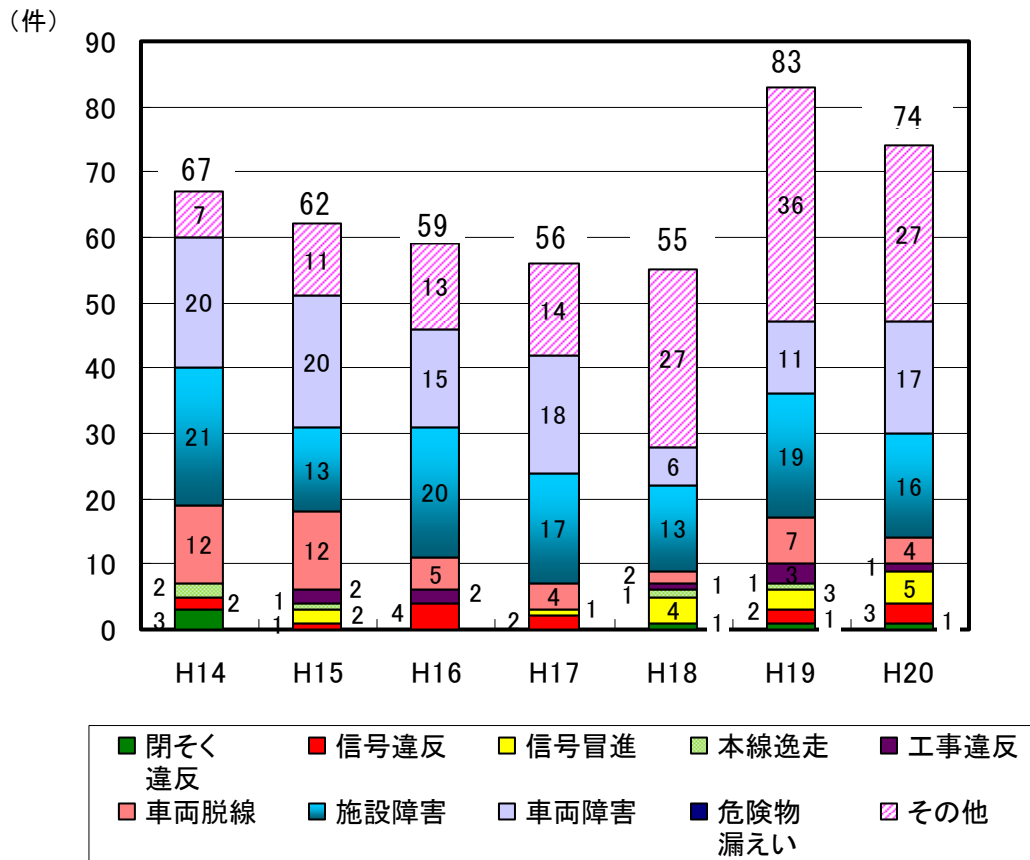


○インシデントの種類「その他」は、手動踏切の取扱い不適切、乗降扉の取扱い不適切等によるものです¹⁷。

¹⁶ 運輸安全委員会では、重大インシデント(鉄道事故の兆候)についても調査し、報告書を公表しています。(http://araic.assistmicro.co.jp/araic/railway/index.html)

¹⁷ インシデントの分類については、後掲の「用語の説明」を御覧ください。

図 16: インシデント報告件数の推移



○ 事業者区分別のインシデント報告件数は次のとおりです。

表4: 事業者区分別・種類別のインシデント報告件数(平成 20 年度)

事業者区分 \ 事態種別	閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	合計
J R (在来線)		2				2	8	8		17	37
J R (新幹線)											0
大手民鉄			1		1	1	3	4		5	15
公営地下鉄等								2			2
新交通・モノレール											0
中小民鉄	1	1	1			1	5	2		3	14
路面電車			3					1		2	6
合計	1	3	5	0	1	4	16	17	0	27	74